



今回のテーマは…

成年後見制度です



成年後見制度とは、
病気や障がい、高齢になってひとりで決めることに不安や心配のある
人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。

例えばこんな場合

いろいろな手続きがむず
かしくてよくわからない。
誰かに手伝ってほしい。

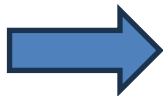


成年後見人などが お手伝いしてくれたら

わかりやすく説明したり、
ご本人に代わって手続き
をしてくれます。



何にお金を使ったか思い出
せない。ついつい使ってしま
い、お金が足りなくなる。



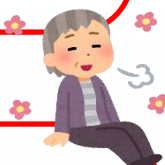
お金の出し入れを一緒に
考えたり、保険料や税金
の支払いを手伝います。



よくわからないまま知らない
ものを買ってしまう、
契約してしまうことがある。



買うか買わないか一緒に考
えたり、間違っ買ってしまっ
たときは買わなかったことに
してくれたりします。



自分ひとりではわからない、そんな時でも安心して暮らせるために
成年後見人などがご本人の気持ちを確認しながらお金の使い方やいろいろな
契約、手続きを助けてくれます。

制度を希望されて利用開始になるまでに、早くても1～2か月、それ以上かかる
ことがあります。

成年後見制度に関する詳しいこと、手続きの仕方について
聞きたいときは・・・

「大川市成年後見センター」をご利用ください

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族などからの相談に応じていま
す。電話や来所による相談をお受けします。来所される場合は、事前に連絡をお
願いします。

場 所 大川市大字北古賀245-3
社会福祉法人大川市福祉会
木の香園相談支援センター内

相談日 月曜日～金曜日 8時30分～17時

代表電話 **0944-32-9490**

専用携帯 **080-7094-5969**

FAX **0944-32-9598**

メール kouken@kinokaen.or.jp



生活上の困りごと、介護予防に関すること、認知症に関する相談などは、下記まで気軽にご連絡ください。

名称	所在地	担当地域	電話
大川北 地域包括支援センター	道海島861番地 (介護老人保健施設 ふれあいの里道海内)	向島、榎津、 北酒見、道海島、 三又	88-1010
大川東 地域包括支援センター	北古賀559番地3 (小規模多機能型居宅 介護あおぎり荘内)	木室、田口、 酒見(北酒見を 除く)	88-9231
大川南 地域包括支援センター	大野島855番地 (特別養護老人ホーム 大川荘前)	小保、川口、 大野島	89-2525